

令和5年8月 随意契約一覧（物品・委託契約）

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
1	8月1日	自治体情報システムの標準化・共通化に係る標準仕様との比較分析等業務委託（すみだ健康情報システム）	日本コンピューター株式会社 東京営業所	9,240,000	指定事業者は、墨田区で運用している当該システムの開発元であり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	保健計画課
2	8月1日	歯科健康診査事業の追加に伴うすみだ健康情報システムの改修委託	日本コンピューター株式会社 東京営業所	891,000	指定事業者は、墨田区で運用している当該システムの開発元であり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	保健計画課
3	8月1日	子ども・子育て支援システム改修業務委託	株式会社ジーシーシー 東京支社	550,000	指定事業者は、墨田区で運用している当該システムの開発元であり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	子ども施設課
4	8月17日	被災者生活再建支援システムに係る機器外の借上（再リース）	総合商社ベンキョウドー株式会社	402,600	当該リース物件は、当初のリース期間が終了しても十分に使用することができる状況であり、かつ、当初契約の相手方である指定事業者が所有権を有している。 よって、本業務を履行することができるのは、指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	ICT推進担当
5	8月17日	生活保護システム改修委託	株式会社ジーシーシー 東京支社	770,000	指定事業者は、墨田区で運用している当該システムの開発元であり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	生活福祉課
6	8月21日	「墨田区のお知らせ（新型コロナウイルス予防接種特集号）」の印刷	ヨシダ印刷株式会社 東京本社	1,713,800	「墨田区のお知らせ」の特集号として、区報に準拠した紙面づくりをする必要があり、本業務を履行することができるのは年間を通して区報の印刷をしている指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	保健予防課
7	8月22日	「すみだ未来都市共創会議」企画・運営業務委託	株式会社ウェブリカ	1,628,000	本業務を行うに当たり「墨田区プロポーザル方式実施要綱」に基づくプロポーザルを実施し、指定事業者を選定した（※令和5年7月18日付け5墨企政第173号決定）。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	政策担当
8	8月22日	ぜん息児水泳教室に係る水泳指導委託	墨田区水泳連盟	642,000	墨田区と指定事業者は、昭和49年から協働してぜん息児を対象とした水泳指導や水泳教育を実施している。ぜん息の知識を持った指導員による、ぜん息体操やピークフロー値の計測を取り入れた水泳教室の実施ができるのは、指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	保健計画課
9	8月22日	受配電設備清掃委託	一般財団法人関東電気保安協会 東京北事業本部	1,112,320	指定業者は、年間契約において、区立小・中学校及び旧学校における受配電設備の保守業務を受託している事業者であり、設備構造を熟知していることから確実な履行が期待できるだけでなく、本件業務と合わせて、年間契約の業務内容である停電検査を同時に実施することができ、保守点検作業に係る学校事業への影響を最小限に抑えることができる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	庶務課
10	8月23日	墨田区生産性向上等支援補助金受付等業務委託	株式会社パソナ	7,616,393	本件は、原油価格・物価高騰等総合緊急対策として令和4年度から実施している補助金受付について、申請数の増加に対応するために9月1日から応急的に補助金相談・受付窓口を設置するものであり、本業務を確実に履行することができる事業者を早急に選定する必要があるため、競争入札を行う時間的余裕がない。 指定事業者は、「すみだビジネスサポートセンター運営業務委託」の受託者であるため、区内の中小企業者等の状況に精通し、かつ、受託業務で得たノウハウを活用することができ、さらに限られた期間内に専門知識を有し経験豊富な人材を確保することができる。よって、本業務を効率的かつ確実に履行することができるのは指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	経営支援課

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指理由	根拠法令	担当課
11	8月23日	「水の循環講座」実施運営委託	特定非営利活動法人ウォーターエイドジャパン	1,199,810	本業務を行うに当たり「墨田区プロポーザル方式実施要綱」に基づくプロポーザルを実施し、指定事業者を選定した（※令和5年8月1日付け5墨資環第825号決定）。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境保全課
12	8月24日	プラスチック資源の再資源化業務委託（単価契約）	エム・エム・プラスチック株式会社	単価契約	本業務を行うに当たり「墨田区プロポーザル方式実施要綱」に基づくプロポーザルを実施し、指定事業者を選定した（※令和5年7月5日付け5墨す清第774号決定）。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	すみだ清掃事務所
13	8月24日	機械警備委託（しらひげ保育園外）	セコム株式会社	673,200	本件施設には、指定事業者の警報機器等が既に設置されている。 他の事業者が本件を実施するには、現行機器の撤去及び当該事業者の機器の設置に要する期間並びに費用が生ずるため、現行機器を継続利用することが最も合理的である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	子ども施設課
14	8月24日	被災者生活再建支援システムの保守委託	東日本電信電話株式会社 東京事業部	1,023,000	指定事業者は、本件の保守対象である当該システムの開発元であり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	ICT推進担当
15	8月25日	すみっこまちコラボ墨田区周遊スタンプラリー実施委託	株式会社ADKマーケティング・ソリューションズ	2,078,168	指定事業者は、「すみっこぐらし」の著作権者であるサンエックス株式会社から「すみっこまちコラボ」イベントの企画・制作・運用・管理を一括して請け負っており、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	観光課
16	8月25日	「（仮称）墨田区地域公共交通計画」策定に係る調査等支援業務委託	株式会社アルメック	8,984,800	本業務を行うに当たり「墨田区プロポーザル方式実施要綱」に基づくプロポーザルを実施し、指定事業者を選定した（※令和5年7月31日付け5墨都都第203号決定）。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	都市計画課
17	8月28日	ICカード中継サーバWindowsOSインプレースアップグレード作業委託	日本電気株式会社 首都圏支社	6,004,570	本件対象機器は統合庶務システムに勤怠データを連携するための機器であり、統合庶務システムを構築した指定事業者が当該機器を導入した一体不可分のものである。したがって、統合庶務システムを構築・設置した指定事業者でなければ、不具合が生じた際の速やかな原因の切り分け及び迅速な対応が不可能であり、本業務を履行することができるのは、指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	ICT推進担当
18	8月28日	タブレット端末外運用保守業務委託（令和5年度導入校）	株式会社ライオン事務器 東京本店	1,343,100	本件は、墨田区の学校ネットワーク等との接続やIPアドレスなどの設定情報が必要であるが、当該ネットワークに係る設定情報等は、セキュリティ確保の観点から当該ネットワークを設計・構築した指定事業者以外に開示しないため、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	庶務課
19	8月28日	防犯対策電話録音機の購入	株式会社太知ホールディングス	1,540,000	【物品】 本事業開始時から平成30年度までは、都の落札業者製造の製品で貸与を行ってきたが、その製品では録音及び再生機能のみの仕様であり、使用者から利便性向上を望む要望があった。指定製品は、録音メッセージの自動上書き機能、状況に応じた警告メッセージ有無の選択が可能、少ないボタン数による操作の分かりやすさ、省スペース設計等、使用者の利便性向上に資するものであり、同仕様を満たす製品は他にないため、指定製品を指定する。 【事業者】 本件の指定物品は、墨田区が指定事業者と直接契約した場合のみ購入できるものであるため、本業務を履行することができるのは、指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	安全支援課

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額 (円)	指定理由	根拠法令	担当課
20	8月29日	機械警備委託 (すみだふれあいセンターピア緑外)	総合警備保障株式会社 中央支社	2,595,780	<p>本件施設には、指定事業者の警報機器等が既に設置されている。</p> <p>他の事業者が本件を実施するには、現行機器の撤去及び当該事業者の機器の設置に要する期間並びに費用が生ずるため、現行機器を継続利用することが最も合理的である。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	住宅課